

# 第1章 計画策定の趣旨等

## 1. 計画策定の背景と趣旨

我が国の自殺者数は、平成10年以降年間3万人を超えていましたが、平成29年には2万人余りとなっています。自殺者数の年次推移は減少傾向にありますが、我が国の自殺死亡率（人口10万人当たりの自殺者数）は、主要先進7か国の中で最も高い状況が続いています。

このような中、平成18年10月に自殺対策基本法（平成18年法律第85号）が施行され、それまで「個人的な問題」とされてきた自殺が「社会的な問題」として捉えられるようになり、社会全体で自殺対策が進められるようになりました。施行から10年目の平成28年4月には、自殺対策をさらに強化するため自殺対策基本法が改正され、「誰も自殺に追い込まれることのない社会」の実現を目指して、すべての都道府県及び市町村が「地域自殺対策計画」を策定することになりました。

また、平成29年には自殺総合対策大綱が改定となり、「誰も自殺に追い込まれることのない社会」の実現を目指して、「生きることの包括的な支援」などの基本方針を掲げ、施策を推進することとしました。

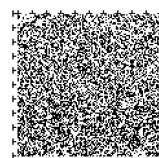
自殺は、その多くが追い込まれた末の死です。自殺の背景には、精神保健上の問題だけでなく、過労、生活困窮、育児や介護疲れ、いじめや孤立などの様々な社会的要因があることが知られています。自殺に至る心理としては、様々な悩みが原因で追い詰められ自殺以外の選択肢が考えられない状態に陥ったり、社会とのつながりの減少や生きていても役に立たないという役割喪失感、また与えられた役割の大きさに対する過剰な負担感から、危機的な状態にまで追い込まれてしまう過程と見ることができます。

そのため、自殺対策は保健、医療、福祉、教育、労働、その他の関連施策との有機的な連携が図られ、「生きることの包括的な支援」として実施されなければならないという認識に立ち、本市においても「誰も自殺に追い込まれることのない岩出市」を目指して、第1期岩出市自殺対策計画を平成31年に策定し、全庁的な取組として総合的に自殺対策を推進してきました。

これまで自殺総合対策大綱は5年に一度を目安に改定が行われており、本市の計画も国の動きや自殺実態、社会状況等の変化を踏まえ、5年に一度を目安として内容の見直しを行うこととし、第1期計画期間は令和5年度までとなっています。さらに、新型コロナウイルス感染症拡大の影響による状況変化等も踏まえ、令和4年に自殺総合対策大綱の改定が行われ、令和5年には孤独・孤立対策推進法が公布されたのを鑑み、本年が第1期計画の最終年であることから、第2期岩出市自殺対策計画を策定します。

### 自殺総合対策大綱における基本方針

1. 生きることの包括的な支援として推進する
2. 関連施策との有機的な連携を強化して総合的に取り組む
3. 対応の段階に応じてレベルごとの対策を効果的に連動させる
4. 実践と啓発を両輪として推進する
5. 国、地方公共団体、関係団体、民間団体、企業及び国民の役割を明確化し、その連携・協働を推進する
6. 自殺者等の名誉及び生活の平穩に配慮する



## 2. 近年の社会動向

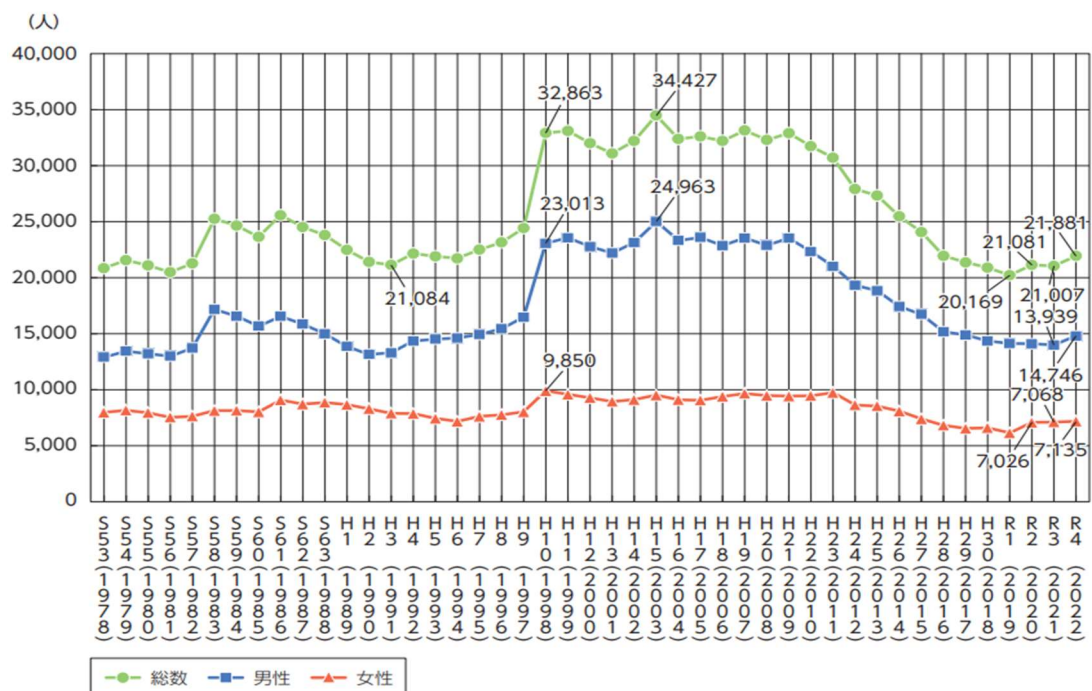
○ 我が国では、平成 15 年をピークに自殺者数が減少しているものの、自殺死亡率は主要先進 7 か国（アメリカ、イギリス、イタリア、カナダ、ドイツ、日本、フランスのことで、以下「先進国」という。）の中でも最も高く、毎年 2 万人以上の方が自殺によって命を落としています。また、減少傾向にあった自殺死亡率がコロナ禍で下げ止まっています。

○ 10～39 歳の死因の 1 位が自殺となっており、低年齢化する傾向に有ります。

⇒自殺対策は社会全体の課題

⇒先進国と比べても深刻な状況が続いているため、国は令和 4 年に自殺総合対策大綱を改定し、すべての都道府県及び市町村に対し自殺対策の推進を求めています。

### 【自殺者数の推移】



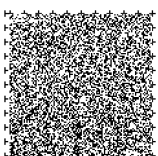
資料：警察庁「自殺統計」より厚生労働省自殺対策推進室作成

### 【令和 3 年における死因順位別にみた年齢階級別・死因死亡数・自殺死亡率・構成割合】

総数

| 年齢階級   | 第 1 位     |        |       |       |              | 第 2 位 |      |       |              |       | 第 3 位 |       |           |       |      |
|--------|-----------|--------|-------|-------|--------------|-------|------|-------|--------------|-------|-------|-------|-----------|-------|------|
|        | 死因        | 死亡数    | 死亡率   | 割合(%) | 死因           | 死亡数   | 死亡率  | 割合(%) | 死因           | 死亡数   | 死亡率   | 割合(%) | 死因        | 死亡数   | 死亡率  |
| 10～14歳 | 自殺        | 128    | 2.4   | 29.0  | 悪性新生物<腫瘍>    | 82    | 1.5  | 18.6  | 不慮の事故        | 52    | 1.0   | 11.8  | 悪性新生物<腫瘍> | 52    | 1.0  |
| 15～19歳 | 自殺        | 632    | 11.5  | 52.5  | 不慮の事故        | 162   | 2.9  | 13.5  | 悪性新生物<腫瘍>    | 126   | 2.3   | 10.5  | 悪性新生物<腫瘍> | 126   | 2.3  |
| 20～24歳 | 自殺        | 1,285  | 21.8  | 58.9  | 不慮の事故        | 239   | 4.1  | 10.9  | 悪性新生物<腫瘍>    | 157   | 2.7   | 7.2   | 悪性新生物<腫瘍> | 157   | 2.7  |
| 25～29歳 | 自殺        | 1,241  | 20.9  | 53.4  | 悪性新生物<腫瘍>    | 225   | 3.8  | 9.7   | 不慮の事故        | 201   | 3.4   | 8.7   | 悪性新生物<腫瘍> | 201   | 3.4  |
| 30～34歳 | 自殺        | 1,180  | 19.0  | 41.2  | 悪性新生物<腫瘍>    | 517   | 8.3  | 18.1  | 心疾患(高血圧性を除く) | 197   | 3.2   | 6.9   | 悪性新生物<腫瘍> | 197   | 3.2  |
| 35～39歳 | 自殺        | 1,297  | 18.3  | 30.2  | 悪性新生物<腫瘍>    | 946   | 13.4 | 22.0  | 心疾患(高血圧性を除く) | 377   | 5.3   | 8.8   | 悪性新生物<腫瘍> | 377   | 5.3  |
| 40～44歳 | 悪性新生物<腫瘍> | 2,037  | 25.6  | 28.5  | 自殺           | 1,527 | 19.2 | 21.3  | 心疾患(高血圧性を除く) | 757   | 9.5   | 10.6  | 悪性新生物<腫瘍> | 757   | 9.5  |
| 45～49歳 | 悪性新生物<腫瘍> | 4,296  | 45.0  | 31.4  | 自殺           | 1,945 | 20.4 | 14.2  | 心疾患(高血圧性を除く) | 1,693 | 17.7  | 12.4  | 悪性新生物<腫瘍> | 1,693 | 17.7 |
| 50～54歳 | 悪性新生物<腫瘍> | 7,445  | 82.0  | 35.5  | 心疾患(高血圧性を除く) | 2,797 | 30.8 | 13.4  | 自殺           | 1,852 | 20.4  | 8.8   | 悪性新生物<腫瘍> | 1,852 | 20.4 |
| 55～59歳 | 悪性新生物<腫瘍> | 11,365 | 147.8 | 40.9  | 心疾患(高血圧性を除く) | 3,544 | 46.1 | 12.8  | 脳血管疾患        | 1,996 | 26.0  | 7.2   | 悪性新生物<腫瘍> | 1,996 | 26.0 |
| 60～64歳 | 悪性新生物<腫瘍> | 17,660 | 242.0 | 44.0  | 心疾患(高血圧性を除く) | 5,122 | 70.2 | 12.8  | 脳血管疾患        | 2,645 | 36.2  | 6.6   | 悪性新生物<腫瘍> | 2,645 | 36.2 |

資料：警察庁「自殺統計」より厚生労働省自殺対策推進室作成



## ■自殺対策に関する近年の動向

|         | 主な法律・制度の施行・改正等                                                                                                           |
|---------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 平成 18 年 | ●「自殺対策基本法」制定                                                                                                             |
| 平成 19 年 | ●「自殺総合対策大綱」策定<br>・自殺防止対策の基本的な認識が示される                                                                                     |
| 平成 28 年 | ●「自殺対策基本法の一部を改正する法律」の施行<br>・国は、都道府県自殺対策計画・市町村自殺対策計画に基づいて当該地域の状況に応じた自殺防止対策のために必要な事業、その総合的かつ効果的な取組等を実施する都道府県・市町村に対して交付金を交付 |
| 平成 29 年 | ●「自殺総合対策大綱」改定（閣議決定）<br>・地域レベルの実践的な取組への支援強化等<br>・令和 8 年までに自殺死亡率を平成 27 年と比べて 30%以上減少させる                                    |
| 令和 4 年  | ●「自殺総合対策大綱」改定（閣議決定）<br>*新たな自殺総合対策大綱を踏まえた計画策定・見直しにあたってのポイント参照                                                             |

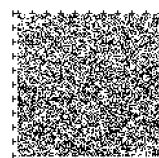
## ■計画の法的根拠

本計画は、自殺対策基本法第 13 条第 2 項に基づく「市町村自殺対策計画」として位置づけられるものであり、市町村における自殺対策の方針等を定め、生きることの包括的な支援を実施するために策定する計画となります。

### 自殺対策基本法(平成 18 年法律第 85 号)

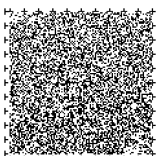
#### 第 13 条

- 2 市町村は、自殺総合対策大綱及び都道府県自殺対策計画並びに地域の実情を勘案して、当該市町村の区域内における自殺対策についての計画（次条において「市町村自殺対策計画」という。）を定めるものとする。



## 新たな自殺総合対策大綱を踏まえた計画策定・見直しにあたってのポイント

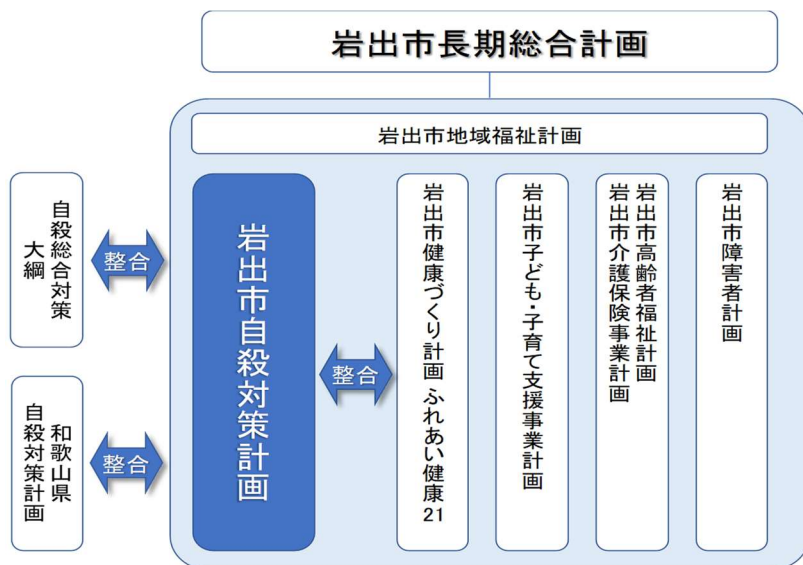
|                                |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                               |
|--------------------------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| <p>1. 子ども・若者の自殺対策の更なる推進・強化</p> | <ul style="list-style-type: none"> <li>➢ 自殺等の事案について<b>詳細な調査や分析</b>をすすめ、自殺を防止する方策を検討</li> <li>➢ <b>子どもの自殺危機に対応していくチーム</b>として学校、地域の支援者等が連携し自殺対策にあたることができる仕組み等の構築</li> <li>➢ 命の大切さ・尊さ、<b>SOSの出し方、精神疾患への正しい理解や適切な対応</b>等を含めた教育の推進</li> <li>➢ 学校の<b>長期休業時の自殺予防強化、タブレットの活用</b>等による自殺リスクの把握やプッシュ型支援情報の発信</li> <li>➢ 令和5年4月に設立が予定されている「<b>こども家庭庁</b>」と連携し、<b>子ども・若者の自殺対策を推進する体制を整備</b></li> </ul>                                     |
| <p>2. 女性に対する支援の強化</p>          | <ul style="list-style-type: none"> <li>➢ <b>妊産婦への支援、コロナ禍で顕在化した課題を踏まえた女性の自殺対策</b>を「当面の重点施策」に<b>新たに位置づけて取組を強化</b></li> </ul>                                                                                                                                                                                                                                                                                                    |
| <p>3. 地域自殺対策の取組強化</p>          | <ul style="list-style-type: none"> <li>➢ <b>地域の関係者のネットワーク構築</b>や支援に必要な情報共有のための<b>プラットフォーム</b>づくりの支援</li> <li>➢ 地域自殺対策推進センターの機能強化</li> </ul>                                                                                                                                                                                                                                                                                   |
| <p>4. 総合的な自殺対策の更なる推進・強化</p>    | <ul style="list-style-type: none"> <li>➢ <b>新型コロナウイルス感染症拡大の影響を踏まえた対策の推進</b></li> <li>➢ 国、地方公共団体、医療機関、民間団体等が<b>一丸となって取り組んできた総合的な施策の更なる推進・強化</b></li> </ul> <hr/> <p> <b>■孤独・孤立対策等との連携</b>   <b>■自殺者や親族等の名誉等</b>   <b>■ゲートキーパー普及</b>   <b>■SNS 相談体制充実</b>   <b>■精神科医療との連携</b>   <b>■自殺未遂者支援</b>   <b>■勤務問題</b>   <b>■遺族支援</b>   <b>■性的マイノリティ支援</b>   <b>■誹謗中傷対策</b>   <b>■自殺報道対策</b><br/> <b>■調査研究</b>   <b>■国際的情報発信など</b> </p> |



### 3. 計画の位置づけ

本計画は、平成 28 年に改正された自殺対策基本法に基づき、国の定める自殺総合対策大綱の趣旨を踏まえて、同法第 13 条第 2 項に定める「市町村自殺対策計画」として策定するものです。

また、「岩出市長期総合計画」を上位計画として位置づけるとともに、本市関連計画との整合性を図ります。



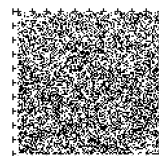
### 4. 計画の期間

自殺総合対策大綱は、平成 19 年 6 月に初めて策定された後、平成 20 年 10 月の一部改正、平成 24 年 8 月の全体的な見直しを経て、平成 28 年の自殺対策基本法改正の趣旨や我が国の自殺の実態を踏まえた見直しが行われました。それにより、平成 29 年 7 月には自殺総合対策の基本理念や基本方針等を整理し、当面の重点施策に「地域レベルの実践的な取組への支援を強化する」「子ども・若者の自殺対策をさらに推進する」などを新規追加した、新たな自殺総合対策大綱（「自殺総合対策大綱～誰も自殺に追い込まれることのない社会の実現を目指して～」）が閣議決定されました。これまで自殺総合対策大綱は、5 年に一度を目安に改訂が行われています。

本市の計画も、こうした国の動きや自殺実態、社会状況等の変化を踏まえ、5 年に一度を目安として、内容の見直しを行うこととします。第 2 期計画の期間は令和 6 年度（2024 年度）から令和 10 年度（2028 年度）とします。

| 平成 31<br>(2019)年度 | 令和 2<br>(2020)年度 | 令和 3<br>(2021)年度 | 令和 4<br>(2022)年度 | 令和 5<br>(2023)年度 |
|-------------------|------------------|------------------|------------------|------------------|
| 第 1 期             |                  |                  |                  |                  |
|                   |                  |                  |                  | 見直し              |

| 令和 6<br>(2024)年度 | 令和 7<br>(2025)年度 | 令和 8<br>(2026)年度 | 令和 9<br>(2027)年度 | 令和 10<br>(2028)年度 |
|------------------|------------------|------------------|------------------|-------------------|
| 第 2 期            |                  |                  |                  |                   |
|                  |                  |                  |                  | 見直し               |



## 5. 計画の数値目標

自殺対策を通じて最終的に目指すべきは、「誰も自殺に追い込まれることのない社会」の実現です。そうした社会の実現に向けては、対策を進める上での具体的な数値目標等を定めるとともに、取組の成果と合わせて検証を行っていく必要があります。

国は、「自殺総合対策大綱～誰も自殺に追い込まれることのない社会の実現を目指して～」において、令和8年（2026年）までの10年間に、自殺死亡率（人口10万人当たりの自殺者数）を平成27年（2015年）の18.5から、先進諸国同様水準である13.0以下まで、30%以上減少させることを、目標として定めています。

和歌山県においても、平成24年（2012年）から平成28年（2016年）の5年間の平均自殺死亡率（19.6）を令和9年（2027年）までの10年間で30%減少させ、13.7以下とすることを目標としています。

本市では、前計画において、平成25年（2013年）から平成29年（2017年）の自殺死亡率の平均15.3を基準値として、10年後の令和10年（2028年）までに30%減少させ、10.7以下とすることを本計画においても引き続き目標とします。

数値目標

|                    | 基準値                   | 目標値<br>令和5年(2023年)<br>(基準値15%減) | 目標値<br>令和10年(2028年)<br>(基準値30%減) |
|--------------------|-----------------------|---------------------------------|----------------------------------|
| 自殺死亡率<br>(人口10万人対) | 15.3<br>(平成25～29年の平均) | 13.0                            | 10.7                             |

